

2011年8月12日

公正取引委員会御中

申告者

『えひめ教科書裁判を支える会』

外9名

私的独占禁止法第2条第9条項および第19条等に基づく申告

はじめに

本件申告の教科書採択は、別紙1に詳細に示すように公共入札の一種である。よって、下記の申告は、貴会のホームページに掲載の「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針(妙)」(以下「独占禁止法上の指針」)を参照し、申告するものである。

I 違反行為者(被申告者)

- 1 名称 株式会社 自由社 (以下「自由社」という)
所在地 東京都文京区水道2-6-3
代表者 社長 加瀬英明
会社目的 教科書の出版等
- 2 名称 新しい歴史教科書をつくる会 (以下「つくる会」という)
所在地 東京都文京区水道2-6-3
代表者 会長 藤岡信勝
会の目的 大日本国帝国憲法下の教育勅語において流布された臣民であるところの公民としての国民の育成と同時代において行われた侵略戦争をアジア解放の戦争であるとする事で歴史認識を流布する目的のために、新しい歴史・公民教科書をつくり、児童生徒の手に渡すことを目的とする
- 3 名称 株式会社 育鵬社 (以下「育鵬社」という)
所在地 東京都港区海岸1-15-1 スズエベイディウム 4F
代表者 社長 久保田榮一
会社目的 教科書の出版等

- 4 名称 日本教育再生機構（以下「再生機構」という）
 所在地 東京都台東区上野 1-17-1 大湖堂ビル4F
 代表者 理事長 八木秀二
 会の目的 「つくる会」の分裂によって新たに結成された団体で、目的は、「つくる会」と同じ。
- 5 名称 日本会議
 所在地 東京都目黒区青葉台 3-10-1-601
 代表者 会長 三好達
 会の目的 日本国憲法を改正し、大日本国帝国憲法下で流布された天皇崇拝や日本の伝統と文化などの継承などであり、「つくる会」や「再生機構」と目的は同じ。
- 6 名称 日本会議愛媛県本部
 所在地 愛媛県松山市御幸 1-476 みゆき会館内
 代表者 会長 重松恵三
 会の目的 日本国憲法を改正し、大日本国帝国憲法下で流布された天皇崇拝や日本の伝統と文化などの継承などであり、「つくる会」や「再生機構」と目的は同じ。
- 7 名前 小田道人司
 所在地 今治市波止浜 3-3-7
 役職 今治市教育委員会委員長
 目的 日本国憲法を改正し、大日本国帝国憲法下で流布された天皇崇拝や日本の伝統と文化などの継承などであり、「つくる会」や「再生機構」と目的は同じ。

II 申告の趣旨

1. 各被申告者について

「つくる会」は、現在、今治市の中学生たちが2010年度から使用させられている扶桑社版歴史・公民教科書の共同事業者である。（証拠〔説明書〕3）

「つくる会」は、その後、二つに分裂し、「再生機構」が新たに作られた。「つくる会」と自由社は、共同事業者として自由社版歴史・公民教科書を執筆、編集、発行、発売し、「再生機構」と育鵬社は、共同事業者として育鵬社版歴史・公民教科書を、執筆、編集、発行、発売している。（証拠〔説明書〕4）

「日本会議」は、憲法改悪や教育の国家主義化をめざす日本最大の右翼政治団体であり、同じ目的を有する「つくる会」と「再生機構」と人的、組織的に一体となって、教科書作成・採択運動を続けてきた。（証拠〔説明書〕2）

ゆえに、「日本会議」（日本会議愛媛県本部を含む）は、現在、上記両教科書が各教育委員会で採択されるよう、組織の総力をかけて活動している。（証拠〔説明書〕 5）

育鵬社版教科書の共同事業者である「再生機構」の顧問12人の内3人は、「日本会議」の幹部役員であり、他の顧問の多くや理事長・副理事長らも、「日本会議」の機関誌への執筆や、「日本会議」からの自著の出版などの形で関係しており、両団体は完全に、密接不可分の関係にある。（証拠〔説明書〕 6）

以上から明らかなように、「日本会議」は、2011年度採択における歴史・公民分野の採択候補教科書の作成に実質的に関与し、その採択を推進している団体である。つまり、「日本会議」の実態は、上記両教科書の共同事業者である。

今治市教育委員会小田道人司教育委員長は、本件公共入札を所管する今治市教育委員会の教育委員長であり、当該入札に参加する代理人（当事者）である。また、上記両教科書の実態的共同事業者の「日本会議」の会員（代理人）である。（証拠〔説明書〕 1）

2. 「つくる会」及び「生成機構」の私的独占禁止法違反について

冒頭で示した独占禁止法上の指針には、次のように記載されている。

「1 受注者の選定に関する行為

(1) 考え方

会計法、地方自治法等では、原則として、入札参加者の中から発注者にとって最も有利な内容の入札をした者を契約の相手方とし、その提示した条件で契約を締結する入札の手続を定めている。

事業者が共同して又は事業者団体が、入札に係る受注予定者又は受注予定者の選定方法を決定することは、このような入札制度の機能を損なうものであるとともに、入札の方法により発注される商品又は役務の取引に係る競争を制限するものであり原則として違反となる。

入札に係る受注予定者又は受注予定者の選定方法の決定の基本的な内容は、入札に際してあらかじめ受注すべき者を特定しその者が受注できるようにすることであり、具体的な手段・方法のいかんを問わない。

ここでの決定は、明示の決定に限られるものではなく、受注予定者又は受注予定者の選定方法に関し暗黙の了解又は共通の意思が形成されることをもって足りる。

受注予定者又は受注予定者の選定方法を決定することが違反とされるのは、その行為が行われた理由のいかんを問わないのであって、対象となる商品又は役務の質を確保するためとか、受注の均等化を図るためとか、各事業者の営業活動や既往の受注との継続性や関連性を尊重するためといった理由によって正当化されるものではない。

仮に第三者による受注予定者の推奨があった場合においても、事業者が共

同して又は事業者団体が、その推奨に従うことを決定すれば、受注予定者の決定に当たる。」(下線は申告者)

上記の「考え方」は、当然ながら、「共同事業者」の認定及び違法行為の認定にも当てはまるだろうことを、述べておく。

自由社版教科書の共同事業者である「つくる会」と育鵬社版教科書の共同事業者である「再生機構」は、分裂前の扶桑社版教科書の共同事業者として、他社教科書の批判・中傷・誹謗・比較対照等の資料を作成した(証拠26)。当該採択においても、この行為は引き継がれ、教科書採択の関係者に向けて、重点的に配布・流布させるよう各会の会員および賛同者たちに仕向ける等の手段をもって、他の者の発行する教科書の使用または選択を妨害している(証拠32、同36～38、同48)。

また、「日本会議」(日本会議愛媛県本部を含む)も、これと連動・一体化し、全国各地の実態的活動の主体は、「日本会議」(日本会議愛媛県本部を含む)が担い、広く社会一般に流布させている(証拠[説明書]2、証拠40～43)。

これらが、違反すると判断される法令は、私的独占禁止法第2条第9項の三と六、および第19条である。

3. 小田委員長の違法行為について

先の「考え方」を当てはめるまでもなく、小田道人司今治市教育委員会教育委員長は、民法108条で禁止している双方代理であることは明白である。申告者らは、同理由から、小田委員長が、委員長を辞職するか、歴史・公民分野の教科書採択の審議と採決に関わらないこととの確約と保障の求める請願書を今治市教育委員会に提出した。しかしながら、今治市教育委員会は、この請願を不採択とした。つまり、今治市教育委員会は、この違法行為を放置し、小田委員長は、委員長という職権を濫用し、育鵬社版ないし自由社版教科書を落札させようとしている。それは、民法108条違反のみならず、入札談合等関与行為防止法にも明白に反する。

先の「考え方」には、「会計法、地方自治法等では、原則として、入札参加者の中から発注者にとって最も有利な内容の入札をした者を契約の相手方とし、その提示した条件で契約を締結する入札の手続を定めている。」とある。この「発注者にとって最も有利な内容」とは、当然ながら、教科書を使用することになる子どもたちの学習権を保障する内容の教科書を入札することを義務付けていることを示している。

ところが、小田委員長らは、個人的信条に基づく偏頗な独断的評価で、2009年度の採択において、公的手続きを経て今治市教育委員会の答申された入札物品とは異なる教科書を、入札審査の審議において、客観的・合理的理由も示すことなく、答申において極めて「有利」ではない内容の物品を、入札(採択)した。入札した扶桑社版教科書は、旭川学力テストの大法廷判決で示された「殊に個人

の基本的自由を認め、その人格の独立を国政上尊重すべきものとしている憲法の下においては、子どもが自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような国家的介入、例えば、誤った知識や一方的な観念を子どもたちに植えつけるような内容の教育を施すことを強制するようなことは、憲法 26 条、13 条の規定上からも許されないと解することができる」（1976年5月21日）に該当する教科書であり、会計法、地方自治法等にも反する違法な入札（採択）である。小田委員長は、再び、当該公共入札（採択）においても、それを強引に違法な入札を繰り返そうとしている。

4. 各被申告者への措置について

よって、貴会は、直ちに、違法な入札が強行されないように、被申告者らに対し、特に、本件入札を所管する今治市教育委員会に対しては、小田委員長が、入札の審査のための審議と採決に関わらないように、速やかに排除措置を取るよう求める。

Ⅲ 違反行為の証拠及び内容（説明）等

別紙 2 の証拠[説明書]で明らかなように、自由社と「つくる会」、育鵬社と「再生機構」及び「日本会議」による行為の違反の事実は明白であり、小田委員長が、民法 108 条で禁止している双方代理であり、申告者の委員長辞職ないし、歴史・公民分野の教科書採択の審議と採決に関わらないことの確約と保障の求めを拒否し、委員長という職権を濫用し、育鵬社版ないし自由社版教科書を落札させようとしていることは明白である。

よって、公正取引委員会においては、迅速にその旨を調査し、先に示した排除勧告等の措置を講じるよう求める。

以上